

都 第 863 号

令和6年3月22日

関係団体 各位

見附市長 稲田 亮

令和6年度「新築・建売住宅及び中古住宅取得補助」の実施について（お知らせ）

日頃から見附市政について格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、「新築・建売住宅及び中古住宅の住宅取得補助事業」について、令和6年度も定住人口の増加、住替えの促進、居住誘導などを目的として実施することになりましたのでお知らせします。今後も見附市内外に向けた事業のPRにご協力をお願いいたします。

記

1. 事業内容 別紙のとおり
2. 受付期間 令和6年4月1日（月）～令和7年3月28日（金）
※予算額に達した時点で受付を終了します。
※新築・建売住宅、中古住宅は、原則契約前に申請して下さい。
※実績報告締切：令和7年3月28日（金）
3. その他 貴団体におかれましても、見附市内外に向けた周知にご協力をお願いいたします。本補助事業については、広報見附、見附市ホームページ等で周知します。

担当

見附市都市環境課都市政策室

都市・住宅政策係 石沢

TEL 0258-62-1700（内線163）



見附市は持続可能な社会の実現
目標 (SDGs) を実現し
ています

令和6年4月1日(月)から募集開始

見附市内での住宅取得に補助

—新築・建売住宅 最大50万円—

—見附市定住促進・健康住宅取得補助金—

●補助金の目的

定住人口増加、健康住宅の建設促進、居住誘導促進

●対象住宅について

新築住宅・建売住宅で、延床面積が75㎡以上

●補助対象者について

(1)見附市外からの転入者

「居住誘導区域」「地域コミュニティゾーン」※1に新築住宅又は建売住宅を取得する転入者※2

(2)見附市内での転居者

見附市民の方で、以下のいずれかの要件を満たす人

・「居住誘導区域」※1に転居する「60歳以上世帯」※3

・「地域コミュニティゾーン」※1に転居する「若者夫婦」※4 又は「子育て世帯」※5

(1)(2)共通要件

①過去にこの補助金の交付を受けたことがない人

②見附市に定住する意思がある人

③市税等の滞納がない人(転入者においては転入前の住所地における市税等の滞納がない人)

④見附市定住促進・健康住宅取得判定基準※6を満たす住宅を取得する人

(ウエルネスタウンみつけ内に建築する場合は、ウエルネスタウンみつけ住宅設計ガイドライン※7を満たす住宅を取得する人)

●補助金額について

見附市外からの転入者(補助額:最大50万円)

補助対象経費	区分	補助額
新築、建売住宅 の取得	基本額	40万円
	加算額	『地域コミュニティゾーン』に転入する『若者夫婦』又は『子育て世帯』

見附市内での転居者(補助額:40万円)

補助対象経費	区分	補助額
新築、建売住宅 の取得	『居住誘導区域』に転居する『60歳以上世帯』(居住誘導区域内での転居は対象外)	40万円
	『地域コミュニティゾーン』に転居する『若者夫婦』又は『子育て世帯』(地域コミュニティゾーン内での転居は対象外)	40万円

※1 「居住誘導区域」「地域コミュニティゾーン」

見附市立地適正化計画で定められた今後居住を促していく区域です。区域についてはお問合せ下さい。

※2 転入者(次のすべてに該当する人)

①定住の意思をもって見附市に転入した人又は転入を予定している人

②見附市に転入した日又は転入を予定している日を起算日として、転入前2年の間に見附市に住所を有していない人

③転入日から2年を経過していない人

※3 60歳以上世帯 申請者及び同居者の全員が60歳以上である世帯。

※4 若者夫婦 申請者及び同居する配偶者が40歳未満の夫婦である世帯。

※5 子育て世帯 申請者が満50歳未満で、現に同居する満12歳以下の子を扶養している世帯。(申込み時に妊娠している場合も含む。)

※6 見附市定住促進・健康住宅取得判定基準

一定の環境性能を備える健康住宅の普及を目的として、一般財団法人建築環境・省エネルギー機構が作成した「建築環境総合性能評価システム(CASBEE)戸建(新築)」を参考に市が設定した基準。

※7 ウエルネスタウンみつけ住宅設計ガイドライン

ウエルネスタウンみつけ内での住宅の建築において、質の高い住宅性能や統一した景観形成を図るために市が設定した基準。



見附市外からの転入者
及び
見附市内での転居者



見附市内

令和6年4月1日(月)から募集開始



見附市内での住宅取得に補助

—中古住宅 最大40万円—

—見附市住替え促進中古住宅取得補助金—

●補助金の目的

住替え促進、定住人口増加、居住誘導促進、空き家対策

●対象住宅について

中古住宅で、延床面積が75㎡以上
(原則空き家であり、現に使用していない住宅)

●補助対象者について

(1)見附市外からの転入者

「居住誘導区域」「地域コミュニティゾーン」※1に中古住宅を取得する転入者

(2)見附市内での転居者

- ①「居住誘導区域」「地域コミュニティゾーン」※1に中古住宅を取得する人
- ②見附市民の方で、以下のいずれかの要件を満たす人
 - ・「居住誘導区域」※1に転居する「60歳以上世帯」※2
 - ・「地域コミュニティゾーン」※1に転居する「若者夫婦」※3 又は「子育て世帯」※4

(1)(2)共通要件

- ①過去にこの補助金の交付を受けたことがない人
- ②見附市に定住する意思がある人
- ③市税等の滞納がない人(転入者においては転入前の住所地における市税等の滞納がない人)

●補助金額について

見附市外からの転入者(補助額:最大40万円)

補助対象経費	区分		補助額
中古住宅の取得	基本額		30万円
	加算額	『地域コミュニティゾーン』に転入する『若者夫婦』又は『子育て世帯』	10万円

見附市内での転居者(補助額:最大40万円)

補助対象経費	区分		補助額
中古住宅の取得	基本額		30万円
	加算額	『居住誘導区域』に転居する『60歳以上世帯』(居住誘導区域内での転居は対象外)	10万円
		『地域コミュニティゾーン』に転居する『若者夫婦』又は『子育て世帯』 (地域コミュニティゾーン内での転居は対象外)	10万円

※1 「居住誘導区域」「地域コミュニティゾーン」

見附市立地適正化計画で定められた今後居住を促していく区域です。区域についてはお問合せ下さい。

※2 60歳以上世帯 申請者及び同居者の全員が60歳以上である世帯。

※3 若者夫婦 申請者及び同居する配偶者が40歳未満の夫婦である世帯。

※4 子育て世帯 申請者が満50歳未満で、現に同居する満12歳以下の子を扶養している世帯。(申込み時に妊娠している場合も含む。)

募集概要

- 受付期間 令和6年4月1日(月)から令和7年3月28日(金)まで
- 申込み方法 申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、市役所1階都市環境課に提出してください。詳しくは都市環境課都市政策室都市・住宅政策係にお問い合わせください。
- 留意事項 ①先着順に受付し、予算に達した時点で受付を終了します。
②新築・建売住宅、中古住宅は、原則、契約前に申請してください。
- 問合せ 見附市 都市環境課 都市政策室 都市・住宅政策係 0258-62-1700(内線163)

11 0258-62-1700



12 0258-62-1700

